第２期鳥取県再犯防止推進計画（案）の概要

１ 計画の位置付け、計画期間

（１）計画の位置付け

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項に基づき、「県の再犯防止対策を推進するために必要な施策」について定めるものです。

（２）計画の対象者

この計画は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者を対象とします。

（３）計　画　期　間

５年間（令和５年度から９年度まで）

２ 施策の基本的な考え方

国の第二次再犯防止推進計画（令和５年３月閣議決定予定）における７つの重点課題を踏まえて、犯罪をした者等が孤立することなく社会を構成する一員として復帰することで、県民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、県の実情に応じ、次の５つの重点課題に取り組みます。

～ 重　点　課　題 ～

1. 就労・住居の確保等
2. 福祉サービス・保健医療の利用の促進等
3. 学校等と連携した修学支援の実施等
4. 民間協力者の活動の促進等
5. 地域による包摂の推進

３ 達成目標

再犯防止推進施策を進める上での具体的な目標を次のとおり設定し、達成に向けて取組を進めます。

刑法犯検挙者中の再犯者数を令和９年度末までに 20%減らす。

※基準値 443 人（平成 29 年～令和３年の平均値）→ 354 人（令和４年～８年の平均値）にする。

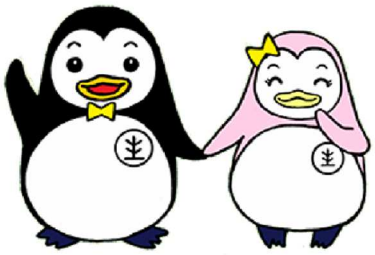

更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん

4 取組の現状･課題と具体的施策

（１）就労・住居の確保等

現状

・協力雇用主登録企業 106 社のうち、実際の雇用実績があるのは 10 社
・鳥取刑務所の出所者 149 名のうち、帰住先がない者 28 名（18.8%）

課題

①出所者が就労する際の仕事のマッチングが難しい
②刑務所出所者等の雇用に協力する「協力雇用主」を増やすこと、業種の多様化、認知度向上
③要配慮者の入居をサポートする「鳥取県あんしん賃貸支援事業」等の周知･利用促進　　など

具体的施策

①②県立ハローワークにおける専門支援員等による就職支援
②協力雇用主増加のための普及啓発
③「鳥取県あんしん賃貸支援事業」や保証人が見つからない場合に利用可能な「鳥取県家賃債務保証事業」について不動産関係団体、更生保護関係機関等への更なる周知・利用促進　　など

（２）福祉サービス・保健医療の利用の促進等

現 状

・県内の刑法犯検挙者のうち高齢者は 280 名（約 28%）
・鳥取刑務所受刑者のうち薬物事犯者は 102 名（39.4%）

課 題

①高齢・障がいにより福祉的支援を必要とする刑務所出所者等の生活を支援する「地域生活定着支援センター」の機能の周知、関係機関との連携促進
②薬物依存症支援拠点機関を中核とした地域医療連携協力体制の強化　　など

具体的施策

①関係者による各種研修会での説明等を通して同センターを周知し、連携を促進
②東部にしかない薬物依存症専門医療機関について中部・西部での選定に向けた調整
など

（３）学校等と連携した修学支援の実施等

現 状

・県内の少年犯罪の検挙人数（20 歳未満）は、113 名。
・鳥取刑務所における受刑者 259 名のうち、高等学校未卒業者 188 名（約 72.6%）

課 題

・保護者の相談体制や家庭環境修復に向けた支援、発達障がい等の福祉的支援が必要な子どもの社会復帰支援が必要。
など

具体的施策

・スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育の推進や保護者･家庭への支援等の取組継続と更なる充実
・支援が必要な少年･保護者に県の関係機関での相談支援
・法務少年支援センターによる地域援助（相談対応等の知見の還元）活用促進に対する学校等への周知協力
など

（４）民間協力者の活動の促進等

現 状

・県内の保護司充足率は 95%（370/390 人）
・県内 19 市町村で、「社会を明るくする運動」に関する行事（街頭啓発活動等）を実施

課 題

①保護司のなり手や更生保護ボランティア団体の新規会員の確保が困難
②再犯防止推進計画について県民への周知啓発が進んでいないことや出所者等に対する偏見が根強い　　など

具体的施策

①保護観察所や団体が行う保護司・会員募集への協力
②
・本計画や事業について、ウェブサイトや広報媒体を使ったわかりやすい発信
・県の広報媒体による更生保護の啓発　　など

（５）地域による包摂の推進

現 状

・鳥取刑務所出所者 149 名のうち、施設・雇用主等の帰住先が決まっているのは 59 名で全体の約４割
・鳥取地方検察庁が福祉的支援の必要な者として市町村や保護観察所等関係機関に支援を依頼した者は 17 名
・地域生活定着支援センターが特別調整(※)の依頼を受けた者は９名
※高齢・障がいにより福祉的支援を必要とする、帰住先のない刑務所等出所予定者に対し、出所後に支援を受けられるよう関係機関が連携する制度

課 題

①出所者が帰住する市町村との連携強化が必要
②高齢・障がいのある出所者等以外の者、支援の手が届きにくい満期釈放者、その家族、支援者を対象とした相談窓口が必要　　など

具体的施策

①
・市町村職員等を対象とした研修や担当者会議の実施
・再犯防止推進会議の開催
②高齢・障がいのある出所者等以外の者を対象とした支援相談支援体制の構築に向けた検討

など